

「World Tutoring カナダ留学プログラム」お申し込み条件書

1 留学プログラムの定義

- (1) この留学プログラムは、本条件書に基づいて、World Tutoring (以下「当社」といいます。)が申込者の依頼により、海外の研修機関への入学および研修に伴う滞在先の確保に必要な手続きを代行するものです。
- (2) この留学プログラムは旅行業法第2条の「旅行業」には該当しない商品及びサービスを言います。
- (3) 当社は申込者が希望する研修機関への合格、研修機関での課程修了、資格習得などを保証するものではありません。
- (4) 研修内容は各研修機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社自ら研修に関するサービスの提供を行なうものではありません。

2 お申し込み条件

- (1) 留学を渡航の目的とし、本条件書の内容を十分に理解し、受入国の法令並びに研修機関および滞在先の規則を遵守でき心身ともに健康な方
- (2) 未成年または学生の方は保護者の同意が必要です。
- (3) 次に定める事由のいずれかに該当する場合には、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ① 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または留学プログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
 - ② 申込者が病気その他の事由により留学プログラムに耐えられないと当社が判断した場合
 - ③ 申込者が希望している研修機関が定員に達しているなどの事由によりご出発までに留学手続きが完了できる見通しが無い場合
 - ④ 留学プログラムごとに定められている年齢、資格等の申込条件を満たしていない場合
 - ⑤ その他、当社の業務上の都合がある場合

3 お申し込み方法と契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項をご記入いただき、当社に直接ご持参いただくか、ファックスまたは郵送の上、お申し込みいただきます。
- (2) 本契約は当社が申込書を受領し、これを承諾したときに成立するものとします。また、当社は契約成立後、諸手続きを開始するものとします。
* 契約成立後の契約解除・変更はキャンセル料または変更料の対象となります。

4 留学費用のお支払い

現地研修機関の手配が完了した旨の通知(以下「手配完了通知」といいます。)をお客さまへお伝えした後、プログラム手配料、プログラム費用および海外送金手数料等をご請求いたしますので、指定の期日までに当社指定の銀行口座へお振り込みいただきます。なお、ご入金の確認をもちまして正式な手配の完了となります。

- (1) プログラム手配料
プログラム手配料には以下の料金が含まれます。
 - ① 研修機関(デイクアを除く。)への入学申込手続きの代行
 - ② 滞在先手配の申込手続きの代行
 - ③ プログラム費用のお預かりとその送金手続き
 - ④ その他事務処理全般
- (2) プログラム費用
プログラム費用には以下の料金が含まれます。
 - ① 研修機関の登録費、授業料および教材費(デイクアの場合は入学申込手続きの代行料も含む。)
 - ② ホームステイ手配料および滞在費(ホームステイ代、食事代など)
 - ③ 現地サポート料
 - ④ 空港お出迎え料(親子留学、サマーキャンプ以外はオプション)
 - ⑤ アクティビティ費(サマーキャンプ以外はオプション)

* プログラム費用は、当社が申込者に代わって上記の料金を各相手方に支払うためにお預かりするものであり、当社が当事者となるものではありません。

* プログラム費用をお振り込みいただく際の日本円への換算レートは、振込当日の外国為替レート(北洋銀行のTTS、)を適用

します。なお、当社ではご入金の確認が取れ次第、速やかに現地研修機関等へ送金します。

(3) 海外送金手数料

送金国(日本)の銀行および受取国(カナダ)の銀行にそれぞれ支払う送金取扱手数料の実費

(4) その他特別手配料

- ① 留学プログラム開始日の3週間前を過ぎてからのお申し込みの場合には、緊急手配料としてC\$100 をお支払いいただきます。
- ② 12月24日から12月26日までのいずれかの日が研修期間に含まれる場合には、年末年始手配料としてC\$50 をお支払いいただきます。

5 契約の解除

(1) 留学プログラム開始前

申込者はキャンセル料として次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除することができるものとします。

なお、解除のお申し出は当社営業時間内に必ず文書にてお知らせください。

① 手配完了前

プログラム手配料

② 手配完了後(手配完了通知後)

A プログラム手配料

なお、前条で定めるその他特別手配料のいずれかの支払事由が発生している場合には、その手配料も含まれます。

B プログラム費用(次の区分のとおり。)

プログラム開始日の31日前まで	プログラム費用の30%
プログラム開始日の30日前から3日前まで	プログラム費用の50%
プログラム開始日の前々日及び前日	プログラム費用の70%
プログラム開始の当日	プログラム費用の100%
連絡なしの不参加及びプログラム開始後	プログラム費用の100%

* プログラム費用のうち、ホームステイ手配料および語学学校の登録費などのすべての手配料・登録費は一切返金いたしません。

* プログラム開始日等の起算日はすべてカナダ時間となります。

* 語学学校の学費については学校のキャンセル規定を適用します。

* 研修機関等からキャンセル料を差し引いた後、当社に対し授業料等のプログラム費用の返金があった場合には、その額を申込者に返金いたします。この場合、当該機関より当社に返金された時点での為替レートが適用されます。

* 返金の際の送金手数料はすべて申込者負担とさせていただきます。

(2) 留学プログラム開始後

プログラム開始後の申込者の都合による期間短縮や契約解除は権利放棄とみなし、原則返金は一切いたしません。ただし、研修機関等から当社に対し授業料等のプログラム費用の返金があった場合は、その額を返金いたします。この場合、当該機関より当社に返金された時点での為替レートが適用されます。また、解約事務手数料として8,000円をお支払いいただきます。

* 返金の際の送金手数料はすべて申込者負担とさせていただきます。

6 当社による解除

申込者に次に定める事由のいずれかが発生した場合には、当社は申込者に対し何ら責任を負わないものとし、催告の上、契約を解除することができるものとします。この場合、前条で定めるキャンセル料に相当する額を損害金としてお支払いいただきます。

- (1) 指定期日までに必要書類が提出されない、または留学費用のお支払いがなされない場合
- (2) 申込書に虚偽または重大な遺漏があることが判明した場合
- (3) 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または留学プログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
- (4) 当社からの連絡および問い合わせ等に対して、一切応答がないなど申込者との連絡が10日間以上にわたり不能となった場合
- (5) 渡航目的が留学以外であると当社が判断した場合(主目的が明らかに旅行であり、留学の意志が希薄であると当社が判断した場合などをいいます。)
- (6) その他当社がやむを得ない事由があると認めた場合

7 お申し込み内容の変更

(1) 留学プログラム開始前

申込者が契約内容の変更をご希望される場合、当社は可能な限り申込者のご希望に応じます。この場合、1回1件につき変更手数料として5,000円をお支払いいただきます。また、手配を変更する際に研修機関または滞在先に支払うべき変更料が発生した場合には、その実費をお支払いいただきます。

*お申し込み内容の変更に伴うプログラム費用の増加または減少は、申込者に帰属するものとします。

*交渉の結果、ご希望に応じられない場合でも、変更手数料は返金いたしません。

*ご希望に応じられない場合、または研修機関の変更は契約の解除となります。

(2) 留学プログラム開始後

留学プログラム開始後の変更は、理由のいかんを問わず、当社にてお受けすることはできません。変更に関する手続きおよび費用の支払いは、申込者の責任と負担において申込者ご自身で行なってください。

8 免責事項

当社は次に例示したような事由により申込者が損害を被られた場合でも、当社は損害賠償その他の責任を負いません。

(1) 研修機関が定員に達して入学できない場合

(2) 滞在先が定員に達して滞在できない場合

(3) 通信事情または研修機関の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合

(4) 旅券または査証(ビザ)が出発までに取得できなかった場合、または発給を拒否された場合、もしくは渡航先での入国を拒否された場合

(5) 天災地変、戦乱、暴動、運送、滞在先の事故、日本または外国の官公署の命令・出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、陸海空における不慮の事故、その他、不可抗力の事由により生じた損害

(6) 渡航後は申込者個人の責任において行動していただき、当社は滞在中のいかなる事故やトラブルに対して一切の責任を負いません。申込者の故意・過失・受入国の法令・公序良俗もしくは研修機関・滞在先の規則などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて申込者個人の負担となります。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者からの損害賠償を申し受けます。

(7) 当社は各研修機関等から当社に送られてきた最新情報に基づいて留学プログラムのご紹介・手続きをいたしますが、各研修機関等の事情により、受入条件・滞在先・費用・その他プログラムに関して、予告なしに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込者にご連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

9 ホームステイ

(1) 当社は申込書に記載された条件に基づき、最適なホストファミリーを手配できるよう努力しますが、すべての条件を満たすことを保証するものではありません。

(2) 一度決定されたホストファミリーについて、宗教、人種、職業及び家族構成等を理由に変更や取り消しをすることはできません。

(3) 申込書に記載された条件等(喫煙の有無、アレルギーなど)に虚偽または遺漏があることが判明した場合には、当社は申込者から違約金としてC\$100を申し受けます。

10 注意事項

(1) 各研修機関等からの要請により、海外旅行傷害保険は必ず日本ご出発前に加入してください。

(2) 留学費用の支払いにおいては金融機関の発行する振込金の受領書等を持って領収書に代えさせていただきます。

(3) ホストファミリーの病気等やむを得ない事情により、一度決まった滞在先が日本出発前あるいは出発後に変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 教師宅ホームステイプログラム等のマンツーマンレッスンの時間帯については、教師の都合により希望時間帯と異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は申込者の個人情報(住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど)について、申込者との連絡、プログラムにおける運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) お申し込みいただいた留学プログラムの手配のために、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、申込者の住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどを電子的方法もしくは書類の送付により提供します。

12 当社の責任

当社は研修機関の斡旋にあたって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失により、申込者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。